

議 会 運 営 委 員 会

令和6年2月19日(月)

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員
〔議長団〕笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕牛尾議員
〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、小林財政課長、勝手総務管理係長
〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

議 題

- 1 令和6年3月浜田市議会定例会議について
 - (1) 付議事件及び付託案について 資料 1-1、1-2
 - ・ 請願文書表(案) 資料 1-3
 - (2) 会議予定について 資料 1-4
 - (3) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について 資料 1-5
 - (4) その他
- 2 令和6年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先等の確認について 資料 2
- 3 令和6年能登半島地震に対する義援金対応について 資料 3
- 4 議会改革に関する検討結果について【議会改革推進特別委員会】
・ 第5回報告 政務活動費について 資料 4
- 5 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則の変更案について 資料 5
- 6 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて 資料 6
- 7 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について 資料 7
- 8 重要案件の意見交換会の案件見直しについて 資料 8
- 9 その他
 - (1) 3月18日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について 資料 9
【対象】ア 各市議会議長会
(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会、
全国市議会議長会特定第三種漁港協議会)
イ 浜田地区広域行政組合議会
ウ 浜田市都市計画審議会
エ 浜田市土地開発公社
 - (2) 個人一般質問の質問持ち時間について
 - (3) 令和5年12月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について 資料 10
 - (4) その他

令和 6 年 3 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (29 件)

〔条例関係 15 件、市道路線の認定 1 件、補正予算 5 件、当初予算 7 件、同意 1 件〕

- 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 市道路線の認定について (周布 118 号線)
- 議案第 19 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議案第 20 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

- 議案第 21 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 議案第 22 号 令和 5 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議案第 23 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 24 号 令和 6 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度浜田市下水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告 (1 件)

- 報告第 1 号 専決処分の報告について (市道日脚治和線 (周布橋) 既設
橋梁撤去工事 (その 2))

令和6年3月浜田市議会定例会議 付託先等一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 7件、福祉環境委員会 2件、産業建設委員会 2件、
 予算決算委員会 12件
 ※即決…6件

市長提出議案等（議案29件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第3号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	委員会付託省略 3月4日即決
議案第4号	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第5号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第6号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第7号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第8号	浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第9号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 3月4日即決
議案第10号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第11号	浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 3月4日即決
議案第12号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第13号	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 3月4日即決
議案第14号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第15号	浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第16号	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 3月4日即決
議案第17号	浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 3月4日即決
議案第18号	市道路線の認定について（周布118号線）	産業建設委員会
議案第19号	令和5年度浜田市一般会計補正予算（第9号）	予算決算委員会
議案第20号	令和5年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	予算決算委員会

議案第21号	令和5年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算委員会
議案第22号	令和5年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算決算委員会
議案第23号	令和5年度浜田市公共下水道事業会計補正予算(第4号)	予算決算委員会
議案第24号	令和6年度浜田市一般会計予算	予算決算委員会
議案第25号	令和6年度浜田市国民健康保険特別会計予算	予算決算委員会
議案第26号	令和6年度浜田市駐車場事業特別会計予算	予算決算委員会
議案第27号	令和6年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算委員会
議案第28号	令和6年度浜田市水道事業会計予算	予算決算委員会
議案第29号	令和6年度浜田市工業用水道事業会計予算	予算決算委員会
議案第30号	令和6年度浜田市下水道事業会計予算	予算決算委員会
同意第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務文教委員会

請願 (2件)

議案等番号	件名	付託先等
請願第8号	郷土資料館の建設場所検討に関する請願について	総務文教委員会
請願第9号	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	総務文教委員会

市長報告事件 (1件)

報告等番号	件名
報告第1号	専決処分の報告について(市道日脚治和線(周布橋)既設橋梁撤去工事(その2))

議会提出議案 (1件)

発議等番号	件名
発議第1号	(議会運営委員会提案 提出予定日 2月26日) 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
9	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	島根県カーリング協会 浜田市殿町 代表 野藤 薫 ほか2人	西田 清久 岡本 正友 永見 利久	R6. 2. 9
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務文教委員会				

【請願の趣旨】

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、毎年多くの市民に利用されて来ました。また、オリンピック競技であるカーリングの西日本大会が、毎年のようにここで開催され、多くの交流人口を確保してきた施設でもあります。令和5年、浜田市は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に「サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務」を委託し、結果について報告を受け、浜田市として用途変更が望ましいと判断しました。そして令和6年1月24日の総務文教委員会、同日行われた浜田市スポーツ推進審議会に対し、報告書の内容と市の判断について説明が行われました。

しかし、この総務文教委員会でもスポーツ推進審議会でも、複数の委員から報告書の内容や市の判断について疑問や意見が沢山あり、令和6年2月6日に行われた浜田市議会全員協議会に於いても、同様に複数の議員から多くの質問と、判断が急すぎるのではないかとといった意見、報告書の内容や根拠についてさらなる情報提供を求める意見もありました。

こうしたことから、市のスポーツ施設、公共施設として整備の方向性を考える判断材料や分析、根拠の説明が十分ではない可能性を強く感じたところです。

利用団体同士でも情報共有しながら話し合った結果、さらなる分析と必要な判断材料の検討について、市議会としても報告書の内容や市の判断の根拠について丁寧に確認していただきたく、共に請願いたします。

【請願の理由】

私どもはそれぞれ、利用団体として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこの報告書を作成するための聞き取り調査に協力し、施設の冷凍機を更新した場合の利用者増の見込みやその根拠についての意見、施設の活性化に関する意見、検討すべき課題、施設の希少性と浜田市にとっての価値についての意見、ランニングコストの低減により指定管理料が圧縮される可能性、経営的にも改善することと指定管理業務受託への意欲があること、などを伝えました。

同社は私どもへの聞き取りだけではなく、令和4年度に浜田市が行った施設利用者へのアンケート、中高生2200人へのアンケート、市民2000人へのアンケート、市内事業者への聞き取りの結果などを分析し、「アイススケート場は屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい。」という結論を出しています。そしてその理由として報告書の58ページの「考察まとめ」として、

さまざまな理由を列記しています。

市は大きな費用をかけて調査検討業務を委託しましたが、収支想定まで検討し示された活用パターンは「スケート場」「人工芝」「床張り」の3つです。「人工芝」での利用用途としてはグラウンドゴルフ、フットサル、テニス、野球、サッカーを、「床張り」での利用用途としてはバスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、体操、フィットネス、パラスポーツ、ユニバーサルスポーツを挙げています。これらの種目を行うための施設を浜田市は既に複数もっており、市の公共施設再配置、スポーツ施設再配置の基本的な考え方「重複する機能を持つ施設は増やさない」について、同社が理解できていなかった可能性もあると考えます。

私どももこの報告書についてよく読み、また、市議会の委員会の動画視聴によって委員の皆様の意見や市の説明を、スポーツ推進審議会の傍聴と記録の共有によって委員の皆様の意見や市の説明を、疑問な点についてそれぞれが担当課等に問い合わせたり、他の施設の事例も調べ、共有しながら勉強してきました。

過去の実績やこれまでに担当課にいただいた資料、今回の報告書の数値等から、収支想定、ライフサイクルコストの試算も行い、三菱UFJの試算と比較する中で、「浜田市がこの施設に求める効果は何なのか?」「用途変更した場合にそれらの効果が得られると言えるのか?」など、疑問が深まる部分もありました。

こうしたことについて、協働のまちづくりの精神に則り、利用団体同士で話し合い、この施設をスケート場として存続することで、報告書には無い視点でのさまざまな提案も可能と考えたことから、本請願に至りました。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
8	郷土資料館の建設場所検討に関する請願について	浜田市天満町 國分 俊幸 三浦 英俊	岡本 正友	R6. 1. 26
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務文教委員会				
<p>【請願の趣旨】 この度、浜田郷土資料館建設計画が再始動する運びとなり、浜田市民として大いに期待をしているところですが、観光や既存施設との関連からも建設は城山周辺での建設を要望するものです。</p> <p>【理由】 浜田市は島根県西部の、政治、経済、文化の中心都市として、特に近世以降重要な役割を果たしています。 それは、浜田が浜田藩の城下町であったことに起因します。浜田市におかれましても、浜田城周辺整備において、歴史文化の保存、学習・憩いの場、教育・観光・交流の拠点として整備をされています。 浜田の歴史文化を収蔵展示する郷土資料館はその特性を踏まえた、殿町地区特に城山周辺が適切と思われまます。 城郭が残る浜田城址と浜田城資料館を合わせた郷土資料館は有機的に作用し、浜田の歴史文化を直接感じる事が出来る空間となります。 浜田市の町づくりの基本は城下町であるとの認識のもと、歴史を肌で感じる空間は、資料館にとって重要な要素となります。 新しい建設地は以上の状況を考えたとき、城山周辺以外にはないかと思われまます。</p> <p>何卒趣旨をお酌み取り頂、実現いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>				

令和 6 年 3 月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間等	備考	
2月	19日	(月)	議会運営委員会	全員協議会室	10時～		
			議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～		
	20日	(火)					
	21日	(水)		一般質問説明用パネル提出締切		【締切】12時	
	22日	(木)		協働のまちづくり推進特別委員会	第2委員会室	13時45分～	
	23日	(金)					
	24日	(土)					
	25日	(日)					
	26日	(月)	1	開会 施政方針・教育方針 提案説明	議場	10時～	
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後	
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後	
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後	
	27日	(火)	2	一般質問	議場	10時～	
28日	(水)	3	一般質問	議場	10時～		
29日	(木)	4	一般質問	議場	10時～		
			議会運営委員会	全員協議会室	本会議終了後		
3月	1日	(金)	5	一般質問	議場	10時～	
	2日	(土)	6				
	3日	(日)	7				
	4日	(月)	8	議案質疑	議場	10時～	
				議会改革推進特別委員会	第3委員会室	議案質疑終了後	
	5日	(火)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	6日	(水)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	7日	(木)	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	8日	(金)	12	休会			
	9日	(土)	13				
	10日	(日)	14				
	11日	(月)	15	予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	12日	(火)	16	予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	13日	(水)	17	予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	14日	(木)	18	予算決算委員会 (予備)	全員協議会室	10時～	
				討論通告期限			【締切】17時
	15日	(金)	19	休会			
				対抗討論通告期限			【締切】13時
	16日	(土)	20				
	17日	(日)	21				
	18日	(月)	22	採決	議場	10時～	
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
			議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後		

令和6年3月定例会議 予算決算委員会日程

資料1-5

	期間	定例会議日程案	予算決算委員会関係の流れ
	6日 火	臨時会議・全員協議会	【全員協議会】紙資料購入について通知
	7日 水		
	8日 木		
	9日 金	請願・陳情・意見書・決議提出期限【13時まで】	
	10日 土		
	11日 日		
	12日 月		
	13日 火		
	14日 水	一般質問メール・FAX受付締切【11時まで】	
	15日 木	一般質問締切【11時まで】	予算紙資料購入取りまとめ期限【12時まで】
	16日 金		部長及び主管課に全員協議会での説明原稿の提出を依頼【当初予算等資料のPDFデータ受領】
	17日 土		
	18日 日		
2月	19日 月	議会運営委員会	資料、発言通告書配付 ・議運で審査の流れと日程案を説明(局長) ・事前通告制をとることを了承してもらう
		議会広報広聴委員会	
	20日 火		
	21日 水	一般質問説明用パネル提出締切【12時まで】	・予算決算委員会の流れについて庁内HP掲示板に掲載
	22日 木		
	23日 金		
	24日 土		
	25日 日		
	26日 月 1	開会 施政方針・教育方針・提案説明	※提案説明で予算の骨子、編成概要の説明を受ける。 ※全員協議会で、所管の部長から、新年度の予算要求と重点事項(優先して取り組むべき課題と予算)に関する考え方等について、事業番号を上げて説明を受ける(質疑は行わない)。
	27日 火 2	本会議 一般質問	
28日 水 3	本会議 一般質問		
29日 木 4	本会議 一般質問	予算決算委員会 発言通告書提出締切【13時まで】 ※データでの提出推奨※	
3月	1日 金 5	本会議 一般質問	
	2日 土 6		
	3日 日 7		
	4日 月 8	本会議 議案質疑	予算の議案質疑は提案説明を受けての骨子についての質疑
	5日 火 9	総務文教委員会	
	6日 水 10	福祉環境委員会	
	7日 木 11	産業建設委員会	通告一覧をタブレットに配信(庁内HP掲示板の更新はこの日まで)
	8日 金 12	休会	
	9日 土 13		
	10日 日 14		
	11日 月 15	予算決算委員会	【総務文教委員会所管】令和5年度補正予算審査・令和6年度当初予算審査
	12日 火 16	予算決算委員会	【福祉環境委員会所管】令和5年度補正予算審査・令和6年度当初予算審査
	13日 水 17	予算決算委員会	【産業建設委員会所管】令和5年度補正予算審査・令和6年度当初予算審査(審査が早く終了した場合は採決まで行う)
	14日 木 18	予算決算委員会(予備) 討論通告期限【17時まで】	日程繰り下げの場合、引き続き予算審査・採決 (※13日に採決まで終了した場合は休会となる。)
	15日 金 19	休会 対抗討論通告期限【13時まで】	
	16日 土 20		
	17日 日 21		
	18日 月 22	採決 全員協議会(本会議終了後) 議会運営委員会(全員協議会終了後)	

令和6年3月定例会議 予算決算委員会の流れ

質疑について	3月定例会議における予算審査においては、 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算ともに事前通告制 発言通告書提出締切=2月29日(木)午後1時 通告書の提出締切後、正副委員長が審査日程、発言順を調整後、庁内HP掲示板に掲載
審査日程	総務文教、福祉環境、産業建設の各委員会所管の予算ごとに日程を分けて開催



本会議等	提案説明 (2月26日)	所管の各部長が、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算の骨子、編成概要を説明
	全員協議会 (2月26日)	所管の各部長から、主に新規・主要事業、及び重点事項に関する考え方について、事業番号等を挙げて補足説明を受ける（*質疑は行わない） 説明は、まず歳入について行い、次に歳出について会計ごとの事業番号順に行う *各委員会の所管事務調査において、予算概要説明は行わない
	議案質疑 (3月4日)	市長等に対し、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算の基本的な編成方針等について質疑があれば行う
	委員会付託 (3月4日)	予算決算委員会に、令和5年度補正予算議案・令和6年度当初予算議案が付託される



予算決算委員会	※審査日程（予定）	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・3月11日(月) 午前10時～ 議案審査（総務文教委員会関係 R5 補正・R6 当初） ・3月12日(火) 午前10時～ 議案審査（福祉環境委員会関係 R5 補正・R6 当初） ・3月13日(水) 午前10時～ 議案審査（産業建設委員会関係 R5 補正・R6 当初） ・3月14日(木) 午前10時～ 日程繰り下げの場合引き続き議案審査・採決 <p>※ 審査状況によっては、3月13日に採決まで行い、3月14日は休会となる場合も ※ 当初予算は最初に歳入全般から審査を行う</p> </div>	
	※審査の方法等	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 執行部からの補足説明 本会議（提案説明）及び全員協議会（所管部長による補足説明）で既に説明を受けているため、<u>再度補足が必要な場合のみ</u>、質疑の前段で所管の部長が説明を行う 2 審査の順番 委員会ごとの令和5年度補正予算審査を行い、その後に令和6年度当初予算審査を一般会計、特別会計、公営企業会計と発言通告のあった事業番号順に審査を行う 3 質疑の方法 発言通告のあった事業番号ごとの一問一答方式 <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号別に議席番号の若い順に委員長が発言を許可する ・回数制限はしないが、委員長判断で議事整理を行うことがある 	



本会議	委員長報告 (3月18日)	委員会での審査の経過や結果を委員長が登壇して報告
	委員長報告に対する質疑	省略はしないが、原則行わない（議長を除く全議員が委員であるため）
	討論	通告に従い、賛否の意見を交互に述べる
	表決	各議案についての採決
	散会	議長の散会宣言で定例会議終了

令和6年3月定例会議 予算決算委員会留意事項



審査は、**委員会所管の予算ごとに日程を分けて行う**

★審査日程（現段階での予定であり、日程の繰下げ等の場合あり）

3月11日（月）	10時～	総務文教委員会関係の審査
3月12日（火）	10時～	福祉環境委員会関係の審査
3月13日（水）	10時～	産業建設委員会関係の審査
3月14日（木）	10時～	日程繰下げの場合引き続き予算審査・採決

※補正予算・一般会計当初予算・特別会計については所管委員会ごとに行う



令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算ともに、質疑を希望する場合は事前に発言通告書の提出が必要（事前通告制）

★発言通告書に記入のうえ、事務局まで提出（データでの提出推奨）

発言通告書提出×切 ⇒ 2月29日（木）午後1時

★審査当日の発言順は、事業番号ごとの議席番号の若い順に調整



質疑は事業番号ごとの一問一答方式で行うため以下の点に留意

★質疑における留意事項

- ① 質疑は簡潔明瞭に
- ② 予算説明資料を熟読し、既に記載してある事項については質疑を控える
※主要事業については、平成26年度から「新規事業等実施に伴う説明シート」を導入し、詳しく内容が記載されている
- ③ 議題の範囲を超えた質疑、賛否についての自己の意見や要望などの陳述は控える



「質疑」とは

現に審議の対象となっている議題について、賛否または修正等の判断が可能となるよう、提案者に疑義や不明確な点について説明等を求め、質すためのもの

賛否について自己の意見や要望を述べることはできない

通告期限 **2月29日（木）午後1時**

令和 6 年 月 日
時 分 受領

予算決算委員会質疑発言通告書

記入の方法 **歳入**は「科目名(款・項)と質疑要旨」を、**歳出**は「予算説明資料の整理番号と質疑要旨」を記入。債務負担行為は「事項名」を、地方債は「起債の区分」を記入。

会計	番号	令和5年度補正予算	番号	令和6年度当初予算
一般会計	【歳入】		【歳入】	
	【歳出】(事業番号と質疑要旨を記入)		【歳出】(整理番号と質疑要旨を記入)	
	○総務文教委員会関係		○総務文教委員会関係	
	○福祉環境委員会関係		○福祉環境委員会関係	
	○産業建設委員会関係		○産業建設委員会関係	
	番号	令和5年度補正予算	番号	令和6年度当初予算
特別会計 会計名、 整理番号を 記入				
企業会計 会計名、項目 、整理番号を 記入				
企業会計 会計名、項目 、整理番号を 記入				
令和 6 年	月	日	番	氏名
浜田市議会議長 笹田 卓 様				

通告期限 **2月29日（木）午後1時**

令和 6 年 月 日
時 分 受領

予算決算委員会質疑発言通告書

記入の方法 **歳入**は「科目名(款・項)と質疑要旨」を、**歳出**は「予算説明資料の整理番号と質疑要旨」を記入。債務負担行為は「事項名」を、地方債は「起債の区分」を記入。

質疑項目	番号	令和5年度補正予算	番号	令和6年度当初予算	
一般会計	【歳入】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入、歳出、担当委員会別に記載 ・ 当初予算説明資料の整理番号と質疑の要旨を記入 ・ 補正予算説明資料の事業番号と質疑の要旨を記入 ・ 整理番号がない場合、資料名とページ、通告内容及び質疑の要旨を記載 	【歳入】	P19 一般会計予算 22-(3) 過疎-辺地対策事業…増額の理由	
			【歳出】(整理番号と質疑要旨を記入)		○総務文教委員会関係
					131 防犯カメラ設置状況、その効果は 663 対象児童数と事業費の近年の傾向
					○福祉環境委員会関係
		○産業建設委員会関係		174 不妊治療の拡充内容 291 過年度の就学実態及び地元就職実績	
		○産業建設委員会関係		458 想定される事業効果は 513 負担金以外の予算の用途について	
特別会計 会計名、整理番号を記入		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号がない場合、資料名とページ、通告内容及び質疑の要旨を記載 	国保	P19-特定健康診査事業による受診者の状況は。早期発見、健康づくりにつながっているか。	
企業会計 会計名、項、整理番号を記入			上水	P9-業務委託、改良事業管路更新について、旧簡易水道へ対応しているのか。	
企業会計 会計名、項目、整理番号を記入					

令和 6 年 月 日

番 氏名

浜田市議会議長 笹田卓様

予算審査の参考資料

1. 予算議決権について



地方自治法第96条第1項第2号において、「予算を定めること」は議会の議決事項であり、重要な議会の権限とされています。

予算を伴わない行政執行はほとんどないといえることから、予算議決権は議会にとって、執行機関の行政執行を拘束し、監視するために有効であり、条例制定権と並ぶ重要な権限です。

2. 一般の予算の内容について

一般の予算（公営企業会計でないもの）は、次の7つの事項からなっています。（自治法215条）

①歳入歳出予算（自治法216条）

一会計年度における一切の収支の見積もり・計画。

※歳入予算はその見積もり額を超えて収入できるが、歳出予算は見積もり額を超えて支出することはできない。

※歳出と歳入は原則として同額でなくてはならない。

★歳入歳出予算の分類

⇒一番大きな区分を款（かん）とし、款の中を項（こう）に、さらに目（もく）、節（せつ）に細分類

款と項は議決の対象 = 議決科目（予算書に記載）

目と節は議決の対象外 = 執行科目（附属資料に記載）

②継続費（自治法212条）

大規模な工事等で二年度年以上にわたって支出をする必要がある場合、あらかじめその経費の総額と年割額（各年度ごとの支出限度額）を事業ごとに定めておくことができる。総額での契約が可能。

※④の債務負担行為で同様の機能を果たせることから、実際にはほとんど利用されていない。

③繰越明許費（自治法 213 条）

事情により年度内に支出が終わらない見込みのある事業について、あらかじめ翌年度に繰り越して使う支出限度額を定めておくことができる。

※年度途中の事情変更によるものなので、通常は補正予算で提案される。

※必要な財源もあわせて繰り越す。

④債務負担行為（自治法 214 条）



翌年度以降の支出を伴う行為を行うため、あらかじめ債務負担の限度額を事項ごとに期間を限定して定めておく制度。

※将来の歳出予算に計上する義務が生ずることから、慎重な運用が必要。

※長期継続契約（自治法 234 条の 3）は、債務負担行為の例外。歳出予算の有無を契約の解除（変更）条件とする。

⑤地方債（自治法 230 条）

自治体は地方債を発行できるが、あらかじめ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を予算で定めておかなければならない。

※地方債は歳入の不足を補うものであるため、歳入予算にも計上する。

⑥一時借入金（自治法 235 条の 3）

年度内の歳出の一時的な資金不足を補うための借入金。

※歳入歳出の過不足ではないため、歳入予算には計上せず、予算でその借入れの最高額だけを定める。

※その年度の歳入をもって償還しなければならない。

⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用（自治法 220 条 2）

歳出予算の区分のうち款と項は議決科目のため相互の流用はできないが、あらかじめ予算で定める事項に関しては例外として同一款内の各項間での流用が認められる。

※項の内訳である目、目の内訳である節は、執行科目であり、議決を要しないので同一項内での流用が可能

3. 予算に関する説明書について

首長が予算を議会に提出するときには、政令（自治令 144 条）で定める「予算に関する説明書」を併せて提出しなければならず、様式についても省令（自治則 15 条の 2）で定めるものを基準とすることになっています。

予算に関する説明書（自治令 144 条）

- ①歳入歳出予算事項別明細書（歳入歳出予算の各項の内容を明らかにしたもの）
- ②給与費明細書
- ③継続費に関する調書
- ④債務負担行為に関する調書
- ⑤地方債に関する調書
- ⑥その他予算の内容を明らかにするため必要な書類



予算の提出権、
提案権は市長専属

4. 浜田市議会の予算審査の流れ



5. 議会による予算審査

予算は、直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものであるため、議会はいくまでも住民全体の福祉を念頭におき、1つの施策だけに目を向けるのではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平な審議を行うことが必要です。



予算審査の着眼点

- ①基本構想、首長のマニフェスト、予算編成の基本方針との整合性がとれているか
 - ・後年度への影響も考え、長期的な観点にたって是非を判断
- ②議会の決算審議、事務事業評価で指摘した事項は取り入れられているか
- ③代表質問、一般質問、採択した請願、陳情は取り入れられているか
 - ・ただし、それらを取り入れたことで他の行政が犠牲になることのないよう、調和と均衡の取れた予算となっているかに留意
- ④行政改革の視点はあるか、あるいはサービス低下につながらないか
 - ・歳出歳入の時系列的变化、単独事業、補助事業の確認、**新規事業、廃止事業の動向**、行政の効率化、能率化が図られているか 等に着目
 - ・**最少の経費で最大の効果をあげるよう留意**されているか
- ⑤人件費、物件費についての抑制策は取られているか
- ⑥歳入に過大見積りまたは過少見積りはないか
- ⑦不要不急の歳出予算が計上されていないか
- ⑧地域的に不均衡なものはないか
- ⑨起債が過大で将来の財政負担に不安を残すことはないか など

参考図書：「図解 よくわかる自治体予算のしくみ」 定野司著（学陽書房）
「図解 地方議会改革 実践のポイント100」 江藤俊昭著（学陽書房）
「議員必携」 全国町村議会議長会編（学陽書房）
「議会人が知っておきたい危機管理術」 大塚康男著（ぎょうせい）

令和 6 年 3 月浜田市議会定例会議 陳情付託先等案について

(陳情受付件数 19 件)

○総務文教委員会 11 件、福祉環境委員会 1 件、産業建設委員会 1 件、
議会運営委員会 5 件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 1 件

陳情 番号	件名	付託先等案 (取扱基準該当番号)
124	訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について	福祉環境委員会
125	石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について	総務文教委員会
126	郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について	総務文教委員会
127	スケート場調査報告書の検証を求める陳情について	総務文教委員会
128	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用（用途変更）した場合の利用想定、収支想定について、分かりやすい説明を求める陳情について	総務文教委員会
129	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する 3 つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情について	総務文教委員会
130	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情について	総務文教委員会
131	人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について	議会運営委員会
132	裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について	議会運営委員会

令和 6 年 3 月浜田市議会定例会議 陳情付託先等案について

陳情 番号	件名	付託先等案 (取扱基準該当番号)
133	メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について	議会運営委員会
134	二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべきという陳情について	議会運営委員会
135	複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしいという陳情について	総務文教委員会
136	スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考をという陳情について	総務文教委員会
137	ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使ってほしくないという陳情について	産業建設委員会
138	人口減少ということで騒がず、人口減少の後に来るものを明確にし、それが、騒ぐべきものかどうかを判断してほしいという陳情について	総務文教委員会
139	二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してくださいという陳情について	議会運営委員会
140	金城中学校の生徒のスキー事故で教育委員会は責任の所在を明らかにしていないどころか誰も処分されていない不自然さを検討してほしいという陳情について	議員配付 (6)
141	人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしいという陳情について	総務文教委員会
142	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情について	総務文教委員会

浜田市議会陳情書取扱基準

(令和4年9月29日議会運営委員会決定)

議長は、陳情のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (2) 違法な又は明らかに公序良俗（※）に反する行為を求めるもの
- (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗（※）に反する用語を含むもの
- (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの
ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (7) 市の職員に対する懲戒、分限等、個別の処分を求めるもの
- (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの
- (10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でない
と判断したもの

※公序良俗：公共の秩序を守る常識的な考えのこと

令和6年能登半島地震に対する義援金対応について

▼正副議長及び議会運営委員会正副委員長の対応案

義援金については、議員一人あたり1万円とし、その内5,000円ずつを北信越市議会議長会（全国市議会議長会の対応）と輪島市（浜田市職員と同様の対応）へ送付する。

◆各会派からの意見

	送付先 ①北信越市議会議長会（全国市議会議長会の対応） ②輪島市（浜田市職員と同様の対応）	義援金の額
山水海	②輪島市に送る	一人5,000円
創風会	①、②どちらでも	①一人1万円 ②議長+3万円、副議長+1万円、委員長+5千円 という意見もあり
超党みらい	①、②どちらでも ※浜田市議会からということ認識してもらえ 形になるように	一人5,000円
公明クラブ	②輪島市に送る	一人5,000円以上
碧い海	①全国市議会議長会・北信越市議会議長会	一人3,000円以上

（参考）県内8市議会の対応状況

市名	義援金送付先	対応
松江市 （議員31人）	珠洲市（姉妹都市）	松江市議会として100万円送付 毎月積立てしている慶弔費と議員から徴収 ※慶弔費として毎月徴収し、1年ごとに精算して返金している
出雲市 （議員29人）	全国市議会議長会・ 北信越市議会議長会	議員互助会から50万円を送付 ※互助会費として毎月2000円を徴収し、4年間積立て改選時に返金している
益田市 （議員20人）	全国市議会議長会・ 北信越市議会議長会	一人1万円で合計20万円を送付
雲南市 （議員18人）	全国市議会議長会・ 北信越市議会議長会	一人1万円と積立てしている慶弔費からの2万円、合計20万円を送付
大田市 （議員18人）	全国市議会議長会・ 北信越市議会議長会	1口5000円として募ったところ、議員の多くが2口の1万円で、合計15万円を送付
安来市 （議員18人）	全国市議会議長会・ 北信越市議会議長会	一人1万円の合計18万円を送付
江津市 （議員16人）	—	令和6年2月14日時点で動きなし（今後検討）

議会改革に関する検討結果

第 5 回報告書

令和 6 年 2 月

議会改革推進特別委員会

令和6年2月14日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会

委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第5回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

なお、本件については、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則の変更が必要なため、議会運営委員会に諮って了承を得た上での実施をお願いします。

記

【検討項目】政務活動費について

1 後払いについて（前払いの再検討）

政務活動費については、年度当初に交付していたものを令和元年度から後払い（精算払い）に変更し、現在に至っている。政務活動を行うにあたり、半期ごとに精算はできるものの、議員が経費を立替える必要があり、負担が生じている現状もあることから、再度、後払いについての検討（前払いの再検討）を行った。

その結果、後払いに変更した経緯としては、監査委員からの「より透明性が高く、不正受給の防止となると考えられるため、支払方法の変更を検討されたい。」という指摘事項を尊重し、委員会で十分検討した結果であることから、現時点で再度、前払いに変更することは見送ることとする。なお、今後、政務活動費の増額等、見直しがあった場合に、必要に応じて再検討することとされたい。

2 使途基準について

①市内の自家用車移動にかかる車賃の運用導入について

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則において、政務活動費をあてることができる経費として、「調査研究費、研修費、要請・陳情活動費について、車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費」と規定しており、従来から給油

前後の差額を提示してのガソリン代実費請求としていた。

しかしながら、上記経費にかかる市内での自家用車移動について、同様の実費請求の手法では、事務が煩雑であり、機動性のある調査研究に支障をきたす。このため、議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車ですり移動したときの車賃の額について、浜田市職員の旅費条例等に準じ、1キロメートルにつき23円を支給できることとし、以下のとおり細則を改正する。

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

ア 4項について、下記のとおり修正する

- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。

どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないときは、証明できるものをもってこれに代えることができる。

イ 10項について、下記のとおり新たに追加する

- 10 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車ですり移動したときの車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする(公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定(浜田市職員等の旅費に関する条例第23条及び同条例施行規則第8条の規定)を準用)。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。

ウ 「別表 政務活動費をあてることのできる経費」を下記のとおり修正する。

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することのできるもの	支出することのできないもの
調査研究費	○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費	●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代

<p>研修費</p>	<p>○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃等、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、 がソソ代実費</p>	<p>●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※ 食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。</p>
<p>広聴費</p>	<p>○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、 がソソ代実費</p>	<p>●飲食費 ●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート</p>
<p>要請・陳情活動費</p>	<p>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、 がソソ代実費 ○郵送料</p>	<p>●議長が承認しない要請・陳情活動の経費</p>
<p>資料作成費</p>	<p>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○リース料</p>	<p>●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費</p>
<p>資料購入費</p>	<p>○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の 1/3 以内)</p>	<p>●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等</p>

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日

改正 平成 19 年 3 月 20 日

平成 22 年 3 月 18 日

平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年 7 月 26 日

平成 28 年 11 月 25 日

平成 31 年 3 月 12 日

令和 2 年 3 月 16 日

令和 2 年 12 月 16 日

令和 3 年 7 月 7 日

令和 6 年 ●月●日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき(調査研究費を支出したときなど)は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。

- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。
- 9 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。
- 10 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車で市内移動したときの車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする。
(公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定(浜田市職員等の旅費に関する条例第23条及び同条例施行規則第8条の規定)を準用)。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。

附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部(7 項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部(5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費)を改正

平成 28 年 11 月 25 日 一部(5 項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

平成 31 年 3 月 12 日 一部(3 項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

令和 2 年 12 月 16 日 一部(広聴費の意見交換会等の開催に関する事項として 9 項及び様式(細則 9)を追加、別表変更)を改正

令和 3 年 7 月 7 日 一部(様式(細則 4、細則 5-1、細則 5-2、細則 7、細則 8-1、細則 8-2、細則 9)の㊦を削除。※細則 4 は議員の㊦のみ削除)を改正

令和 6 年●月●日 一部(4 項中車賃にかかる事項を追加、10 項を追加、別表政務活動費をあてることのできる経費を変更、様式(細則 10)を追加)を改正

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○研修会等参加者負担金、会費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費

資料購入費	○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の1/3以内)	●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
その他 (上記費目すべてに該当)		●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
備 考	(1) 宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額(県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。 (2) 運賃等とは、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃のことをいう。	

※詳細については、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を参照すること

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

証 明 金 額		円
使 途 内 容	目 的	
	内 容	
	年 月 日	年 月 日
	そ の 他	
支 払 先	住 所	
	氏 名	
<p>上記のとおり証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浜田市議会議員</p> <p style="text-align: right;">_____</p>		

上記のとおり証明します。

年 月 日

_____ 印

浜田市議会議長

様

議員名

調査研究活動申請書

下記のとおり調査研究のため、(視察・研修)を(実施・受講)したいので申請します。

記

1. 視察先又は研修先

2. 目的・研修事項(市政との関連、研修名など)

3. 期間 年 月 日 : から
 年 月 日 : まで

4. 行程

5. 参加議員氏名(複数で実施又は受講する場合に記入)

様式(細則 8-1)

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

要 請 ・ 陳 情 活 動 申 請 書

下記のとおり要請・陳情活動を行いますので申請します。

記

1. 要請・陳情先及び内容

2. 期 間 年 月 日 : から

年 月 日 : まで

3. 行 程

浜田市議会議長 様

議員名

意見交換会等実施報告書

下記のとおり意見交換会等を行ったので、その結果を報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	
目的・内容	
備 考	

浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

令和5年12月13日付けで議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について、浜田市特別職報酬等審議会から答申あり。

今後、政務活動費について、「6 付記事項」に対する対応を検討する必要がある。

【答申内容】

- 1 市長、副市長及び教育長の給料の額（内容省略）
- 2 浜田市議会議員の議員報酬の額（内容省略）
- 3 期末手当の役職加算（内容省略）
- 4 期末手当の支給月数（内容省略）
- 5 浜田市議会議員の政務活動費の額
 - (1) 政務活動費
年額 100,000 円を年額 240,000 円に改定（140,000 円増）
 - (2) 改定とする理由

政務活動費については、他団体との比較において低い状況にあり、議員活動の活性化に支障が生じているものと思慮する。令和元年度の当審議会において、「透明性の確保を前提として、議会側による支給対象経費や使途基準等の見直しの検討結果を踏まえ、次回の当審議会開催時において増額について審議をお願いすることとする。」と答申しており、議会内での支給対象経費や使途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査研究活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。なお、支給額については、山陰他市及び全国的な支給事例を踏まえ、判断したものである。

6 付記事項

- (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。
- (2) 政務活動費の使途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。

全議 K 第 11 号
令和 5 年 11 月 22 日

市議会議員 各位

全国市議会議員会

会長 ぼう やす なが
坊 恭 寿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、全国市議会議員会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し要望活動を重ねて参りましたが、残念ながら今日に至るまで制度改正に結び付いていない状況にあります。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題であります。

今日、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であります。

各市区議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現をめざす意見書の採択にご尽力いただいているところでありますが、本年 10 月末現在で、市区議会における意見書の採択状況は 815 中 382 (46.9%) に止まり、都道府県議会及び町村議会においてはいずれも 7 割を超えているのに対し、半数にも満たない状況にあります。

公的年金制度は長期的な制度であることから、社会・経済の変化を踏まえ、5 年ごとに財政検証が行われております。前回の財政検証は令和元年に実施されましたので、来年（令和 6 年）に次回の財政検証が実施され、その後の年金制度改革に繋がっていくこととなります。国の社会保障審議会年金部会においては、次期制度改正に向けた主な検討事項の一つとして「被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）」が挙げられており、今後の議論において、勤労者皆保険の実現及び働き方に中立的な社会保障制度の構築の観点から、短時間労働者への更なる適用拡大やフリーランス・ギグワーカーの取扱いも取り上げられると見込まれます。

厚生年金への地方議会議員の加入についても、被用者保険の適用拡大をはじめ、このような年金制度全般の見直しが行われるタイミングに併せて要望活動を行うことが効果的であり、実効性の高い要望活動を行うためにも、より多くの市区議会において意見書を採択していただくことが不可欠であると考えます。

については、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、その趣旨を改めてご理解いただき、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。なお、諸般の事情により、意見書の採択が困難な市区議会におかれましては、決議の採択についてご検討下さるようお願いいたします（意見書及び決議の案文は添付資料参照）。

現在、本会において、厚生年金への地方議会議員の加入に関する関係資料を作成中であり、12月上旬を目途に送付いたしたいと存じます。

添付資料：

- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（市区議会）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（都道府県議会）
- ・地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況（町村議会）

【問合せ先】

全国市議会議長会

千葉・太田

TEL 03-3262-2302

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

〇〇市(区)議会

市区議会 (382/815) 46.9%

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

令和5年10月31日現在

部会名	都道府県名	全市区数	可決市区数	可決市区名
北海道 (32/35)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (39/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	2	一関、奥州
	宮城県	14	8	石巻、塩竈、気仙沼、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
北信越 (39/69)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	9	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、村上、妙高、阿賀野、魚沼
	富山県	10	1	黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
関東 (71/216)	長野県	19	13	長野、松本、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲
	東京都	49	8	八王子、府中、調布、町田、狛江、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	4	横浜、川崎、相模原、南足柄
	山梨県	13	5	韮崎、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	10	宇都宮、足利、栃木、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ	
東海 (35/96)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	16	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、知立、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	6	四日市、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津
近畿 (26/111)	大阪府	33	3	吹田、河内長野、門真
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	6	神戸、相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (33/54)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	3	鳥取、米子、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	9	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (25/38)	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (82/119)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	29	11	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	10	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志	
沖縄県	11	9	那覇、石垣、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城	
合計		815	382	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したものと見做す。

重要案件の意見交換会の案件見直しについて

1 見直しの理由について

- 議会基本条例第 22 条に市政に関する重要な案件について議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うために重要案件の意見交換会の開催が規定されている。
- 上記条例に基づき重要案件の意見交換会実施要領で 11 項目の案件が定められている。案件の見直しを毎年 3 月に行うことに伴う見直し。

2 案件の追加及び削除の手続きについて

- 案件について、委員会等の申し出に基づき議会運営委員会で協議の上、追加及び削除を行う。

3 見直しの流れについて

- (1) 議会運営委員会は、各委員会等へ案件提出依頼を行う。
- (2) 各委員会で案件を協議し、3 月 8 日までに議会運営委員会へ回答する。
- (3) 議会運営委員会は、3 月 18 日の議会運営委員会で提出された案件について協議する。
- (4) 議会運営委員会での協議結果を基に重要案件の意見交換会実施要領の改正を行う。

4 協議事項等

- 依頼先委員会（総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会）
- 案件の提出件数（2～3 件） ※現在の案件の継続も可能
- 提出期限（3 月 8 日）

【参考 現在の案件】

(1) 歴史文化保存展示施設について	(2) まちづくり施策について
(3) 公共交通再編について	(4) 子育て支援について
(5) 健康寿命の延伸について	(6) 環境問題について
(7) 障がい者支援について	(8) 漁港エリア活性化について
(9) 農林業問題について	(10) 商業エリア活性化について
(11) 観光について	

- ※(1)～(3)…総務文教委員会提出案件
- (4)～(7)…福祉環境委員会提出案件
- (8)～(11)…産業建設委員会提出案件

令和 6 年 月 日

総務文教委員会 委員長 芦谷英夫様
福祉環境委員会 委員長 三浦大紀様
産業建設委員会 委員長 川上幾雄様

議会運営委員会
委員長 柳 楽 真智子

重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和 6 年 2 月 19 日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第 22 条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3 月 8 日（金）までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定します。

記

- 1 提出案件数 2～3 件
- 2 提出案件の制限 特になし（現在の案件を継続することも可能です。）

以上

○浜田市議会重要案件の意見交換会規程

平成24年12月21日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号。以下「基本条例」という。）第22条の規定により開催する重要案件の意見交換会（以下「意見交換会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の案件)

第2条 意見交換会において市民と意見を交換する案件（以下「意見交換会案件」という。）は、市政に関する重要な案件のうちから、議会運営委員会において決定する。

(意見交換会の開催)

第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要があると認めるとき。

(市民からの開催の申込等)

第4条 基本条例第22条第2項の規定により意見交換会の開催を申し込むことができるものは、市内に所在する団体（10人以上で構成される団体に限る。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

- (1) 宗教団体
- (2) その他議長が適当でないと認める団体

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体（以下「申込団体」という。）は、重要案件の意見交換会開催申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、重要案件の意見交換会開催通知書（様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

(出席議員)

第5条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
 - (2) 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員
- (報告書の提出及び公表)

第6条 意見交換会において記録者の役割を分担した出席議員は、意見交換会

の要点を記録した報告書を作成し、意見交換会終了後、速やかに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を市議会広報紙及び市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会で定める。

附 則

この告示は、平成24年12月21日から施行する。

附 則 (令和3年7月7日議会告示第1号)

この告示は、令和3年7月7日から施行する。

浜田市議会議長 様

団体の名称
 代表者住所
 氏名
 電話番号

重要案件の意見交換会開催申込書

重要案件の意見交換会の開催について、浜田市議会重要案件の意見交換会規程第 4 条第 2 項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会案件	案件の名称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)	
希 望 日 時	第 1 希 望	
	第 2 希 望	
	第 3 希 望	
参 加 予 定 人 数		
会 場	※ 市役所本庁舎（議会）以外の場所を希望する場合は記入してください。	
備 考		

添付資料

- (1) 出席者名簿
- (2) その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

団体の名称

代表者 様

浜田市議会議長 印

重要案件の意見交換会開催通知書

年 月 日付けで申込みのありました重要案件の意見交換会の開催については、次のとおり決定しましたので、浜田市議会重要案件の意見交換会規程第 4 条第 3 項の規定により通知します。

意見交換会案件	
開催日時	
会場	
議会の出席予定者	
備考	

重要案件の意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市重要案件の意見交換会規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、重要案件の意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(意見交換会の案件)

第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催を要請する場合、市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択する。

- (1) 歴史文化保存展示施設について
- (2) まちづくり施策について
- (3) 公共交通再編について
- (4) 子育て支援について
- (5) 健康寿命の延伸について
- (6) 環境問題について
- (7) 障がい者支援について
- (8) 漁港エリア活性化について
- (9) 農林業問題について
- (10) 商業エリア活性化について
- (11) 観光について

2 第1項の案件については、委員会等の申し出に基づいて議会運営委員会で協議の上、追加及び削除できるものとする。

3 第1項に定める案件以外の案件について意見交換会の開催申込があった場合は、開催の可否と合わせて議会運営委員会に諮る。

4 第1項に定める案件の見直しは、毎年3月に行うものとする。

(開催の決定)

第3条 規程第3条に基づく意見交換会の開催の可否は、案件（第2条第3項の場合のみ）及び申込団体について次に掲げる項目等を勘案し、議会運営委員会で協議の上決定する。

- ① 案件については、「市民との意見交換会を通じて施策に反映させる」という開催の趣旨に合致したものであること
- ② 申込団体については、公共的団体やNPO、企業、任意団体などで、実際に活動を行う団体であること

(開催申込等)

第4条 規程第4条第1項第2号に規定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体
- (2) 活動実態がないと認められる団体

2 規程第4条第2項に定める申込書の提出期日は、開催希望日の30日前とする。

3 市民の出席者は3名以上20名以下とする（同条第2項第1号の出席者名簿により確認）。議会が開催する場合も同様とする。

4 規程第4条第2項第2号に定める書類は、団体の概要及び活動状況が分かる書類とする。

（出席議員）

第5条 規程第5条第1項に定める出席議員以外の議員で出席を希望する議員は、あらかじめ議長に申し出るものとする。

2 議長は、前項の申し出を受け、規程第5条第2号の手続きにより出席議員として指定するものとする。

（記録者等）

第6条 意見交換会の進行係及び規程第6条に定める記録者は、出席議員で協議の上、開催日までに決定しておくものとする。

（報告書）

第7条 規程第6条に規定する様式は別記様式1とする。

（結果の公開等）

第8条 意見交換会の結果は、ホームページ等で公開するとともに、議員は、その結果を市の施策や議会での論議に活かすよう努めるものとする。

（その他）

第9条 規程及びこの実施要領に定めない事項については、議会運営委員会で協議の上決定する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

重要案件の意見交換会 報告書

意見交換会の案件	
意見交換会の相手先 (団体名)	
参加人数	
開催日時	年 月 日 時 ~ 時
開催場所	
担当委員会 (出席委員名)	(進行係 _____、記録者 _____)
要点等	

浜田市議会議長 様

年 月 日

浜田市議会重要案件の意見交換会規程第6条第1項の規定により提出します。

委員会委員長

各種委員会等の開催状況報告について

【議会申し合わせ事項（該当部分抜粋）】 その他_第3章_全員協議会

8 議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う。

9 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。

【報告者（過去事例）】

- （浜田地区広域行政組合議会）広域行政組合の議長
- （その他）年長議員 に人選を依頼している。

委員会等名称 (報告者)	選出議員 (令和5年11月選出後)	(参考)年度報告者 (令和5年3月報告)
浜田地区広域行政組合議会 (組合議長報告)	大谷議員、柳楽議員、串崎議員、 芦谷議員、岡本議員、 <u>牛尾議員</u>	芦谷議員
浜田市都市計画審議会 (年長議員報告)	村木議員、大谷議員、川上議員、 布施議員、 <u>永見議員</u> 、佐々木議員、 川神副議長	永見議員
浜田市土地開発公社 (年長議員が報告者を調整)	肥後議員、小川議員、岡本議員、 田畑議員、 <u>牛尾議員</u>	田畑議員

状況報告日：令和6年3月18日（月）全員協議会（本会議終了後）

※事務局への報告書の提出は、
3月13日（水）（※全員協議会開催3日前）までをお願いします。

議会傍聴者へのアンケート結果(令和5年12月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
R5. 12月 定例会議	32	12月7日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある	よくわかった		よくわかった		<p>・ユーチューブの録画、その日のうちにアップされていてビックリしました。</p> <p>・議会ホームページに一般質問パネルも何らかの方法(たとえば「資料など」のところでアップされるとよりわかりやすいかもです。</p>	<p>11/24の議会運営委員会の資料で委員会付託せず議員配付とした4件について、できましたら件名と取扱基準の該当番号が付記されていると付託しないとした判断の妥当性が市民に伝わりやすいかもです。(追記)</p> <p>田畑議員の水道のご質問への答弁で 水道がない区域の飲用井戸等について設置費に補助はあるが水質検査費用は個人責任で、補助もなく、検査結果を市としても把握していないとのことでした。</p> <p>全市の水道事業の空白地域への補完的意味としての飲用井戸等ということでしたら、水道とほぼ同程度の水質検査が、市民の健康全体を維持する上で、望ましいようにも思います。</p> <p>予算面のご議論もあるかとは思いますが、飲用井戸等への水質検査費用の補助化と検査結果の市としての把握について、ご担当委員会でもできたらご相談していただきたいです。</p> <p>多少関連しますが、飲用水の水源周辺や有機農業も含めた農地について、市内でPFOSやPFOAがどれくらい蓄積されているか多少心配です。</p> <p>もし、市として把握が進んでいないようでしたら、予算の事情もあるかとは思いますが、検査の実施をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。</p>